令和８年１１月９日
八代市住宅課

建設型応急住宅の入居者随時募集について

１．募集する団地

① 植柳上仮設団地

八代市植柳上町１－１

木造	２ＤＫ（２階建）
戸数	１３戸
面積	約４６㎡
世帯人員	１人以上

②（仮称）古城町仮設団地

八代市古城町２８６１－１

木造	２ＤＫ（２階建）
戸数	２９戸
面積	約４６㎡
世帯人員	１人以上

③（仮称）沖町仮設団地

八代市沖町４００２－１

木造	１ＤＫ（平屋）	２ＤＫ（平屋）
戸数	１４戸	３戸
面積	約２８㎡	約４０㎡
世帯人員	１～２人用	２人以上

【重要】り災証明書について

建設型応急住宅への入居申込みは、り災証明書により住家の被害状況を確認します。

り災証明書の発行を受けていない場合は、住家の外観の写真（建物の傾斜や基礎の損壊などがわかるよう撮影）をお持ちいただき、窓口でご相談ください。

２．応募条件（いずれにも該当）

（１） 令和８年熊本地震に伴う災害（以下「当該災害」という。）の発生時点（令和８年７月２８日発生）において、八代市に居住する方

（２） 当該災害により次の要件のいずれかを満たす方

① 住家が「全壊」、「全焼」又は「流出」し、居住する住家がない方

② 住家が「半壊」（「中規模半壊」及び「大規模半壊」を含む。）であって、住家として利用ができず、やむを得ず解体を行う方

③ 二次災害等により住家が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める方

④ その他、国と県との協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者

（３） 他に居住できる住家がなく、自らの資力をもってしては住居を確保することができない方

（４） 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方
（５） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）でない方

３．選定方法

申込書類を受け付けた順に審査を行い、入居要件を満たした方から入居者を決定します。

４．入居時期

令和８年１１月下旬～１２月中旬を予定しています。詳細は入居決定通知書によりお知らせします。

５．応募期間

令和８年１１月９日（月）～１１月１３日（金）
９:００～１１：３０、１３:００～１５：３０

６．応募方法

建設型応急住宅入居申請書に必要事項を記入の上、お申し込みください。
（※電話や郵送での申し込みはできませんので、ご注意ください。）
【窓口】八代市役所　本庁１階　多目的ホール（八代市松江城町１－２５）

●提出書類・添付資料
・建設型応急住宅入居申請書
・り災証明書（コピー可）、写真（建物全体と損壊部分がわかる外観の写真）
・本人確認証
・以下のいずれかの申請書等
①受付済みの「公費解体の申込書」
②自宅を解体することがわかる契約書の写し
③公費解体・撤去に関する申請書
⇒上記２「応募条件」の（２）②に該当する場合
・その他必要な書類（障害者手帳、介護保険証等の写し）

７．その他入居の条件

① 入居期間は当該仮設団地の入居開始日から２年以内です。
② 家賃は必要ありません。
③ 駐車場は１世帯１台分です。
④ 電気代、水道代、ガス代及び共益費、自治会費等は、入居者の負担となります。

【お問い合わせ先】
八代市役所　住宅課　市営住宅係　０９６５－３３－４１２２